

株式会社ライフステーション 保険募集人の権限明示について

1. 株式会社ライフステーション（以下「当社」）は複数の保険会社と募集委託契約をしている乗合代理店です。

2. 当社は、下記各社の保険契約締結の代理または媒介を行います。

◆生命保険会社（順不同）

ソニー生命保険(株)／東京海上日動あんしん生命保険(株)／オリックス生命保険(株)／アフラック／エヌエヌ生命保険(株)／ジブラルタ生命保険(株)／SOMPO ひまわり生命保険(株)／日本生命保険(相)／富国生命保険(相)／はなさく生命保険(株)／三井住友海上あいおい生命(株)／メットライフ生命保険(株)／メディケア生命保険(株)／明治安田生命(相)

◆損害保険会社（順不同）

東京海上日動火災保険(株)／損害保険ジャパン(株)／日新火災海上保険(株)／イーデザイン損害保険(株)／Chubb 損害保険(株)

◆少額短期保険会社（順不同）

エール少額短期保険(株)／トライアングル少額短期保険(株)

3. 権限の明示

◆生命保険募集人は、お客さまと申込先の保険会社の生命保険契約の媒介を行い、契約締結の代理権はありません。また、生命保険募集人には告知受領権はありません。

告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師のみが有しております。

生命保険募集人に口頭でお話し頂いても告知した事にはなりませんので、告知書面へのご記入をお願いいたします。なお、保険会社が承諾した時に保険契約は有効に成立いたします。

◆損害保険募集人は、お客さまと申込先の保険会社の損害保険契約の媒介、または締結の代理権を有しております。なお、当代理店の取扱う保険商品の中には告知受領権を有する商品もあります。

お客様に告知いただいた保険申込書（告知書）の記載内容が事実と違う場合は、ご契約が解除や無効になり、保険金をお支払い出来ないことがありますので、正しく告知いただきますようお願いいたします。

◆少額短期保険募集人は、お客さまと申込先の保険会社の生命保険契約の媒介を行い、契約締結の代理権はありません。

また、少額短期保険募集人には告知受領権はありません。

告知受領権は少額短期保険会社だけが有しております。

少額短期保険募集人に口頭でお話し頂いても告知した事にはなりませんので、告知書面へのご記入をお願いいたします。

なお、保険会社が承諾した時に保険契約は有効に成立いたします。

募集代理店

株式会社ライフステーション 190-0022 東京都立川市錦町 2-3-3 オリピック錦町ビル 5F

最終更新日 2022.08.01